

4. 美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承

農林水産業は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じ、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承等の様々な役割を有しており、その価値は国民全体が享受している。例えば息を飲むほど美しい田園風景、朝早く起きて、汗を流して田畠を耕し、水を分かち合いながら五穀豊穣を祈る伝統など、農林水産業を中心とした、こうした日本の伝統・文化は、世界に誇るべきものである。農林水産業は、「国の基（もと）」であり、このような、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承することは、我が国の大変な課題である。

そのためには、新たな需要を発掘し、埋もれていた地域資源を活用しつつ、教育・福祉・観光・まちづくり等と連携した都市と農山漁村の交流の推進や、農村の歴史的景観・伝統等の保全・活用等により、活力ある農山漁村を構築することが必要である。

重点事項 10: 活力ある農山漁村の構築

(1) 目標

新たな需要の発掘・創造、地域資源の活用、関係省庁との連携等を推進し、全国で交流人口1,300万人を目指す。

(2) 具体的施策

① 子ども農山漁村交流プロジェクト

- ・ 小学5年生を中心として農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を制度化も視野に推進。
 - ・ 受入側（農山漁村）における宿泊体験施設・教育農園等の充実・整備（廃校の活用等）、農林漁家の運営整備（受入農家・人材の育成、農林漁業体験プログラム等の開発等）を支援。
 - ・ 地方の自主的取組の支援（研修、セミナー等）、送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等を実施。
 - ・ 送り手側（学校）への宿泊体験活動に係る経費（交通費、宿泊費等）の支援。
- 以上の取組を、総務省、文科省との連携により実施。

② 「農」と福祉の連携プロジェクト

- ・ 高齢者の生きがい・健康作り及び障害者の就労・雇用を目的とした福祉農園の拡大・定着を図る。
- ・ 福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等、福祉農園の開設・整備を支援。
- ・ 活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援。

以上の取組を厚労省との連携により実施。

③ 空き家・廃校活用交流プロジェクト

- ・ 農山漁村の空き家・廃校等地域資源を活用し、多機能な集落拠点施設等の整備を行い、農山漁村の定住環境の確保や交流人口の拡大を推進。また、滞在型交流農園の整備や、田舎暮らし希望者への農地等の掘り起こし、あっせん等を支援し、田舎暮らし希望者の受入を促進。
- ・ 空き家・廃校・耕作放棄地等を地域資源として、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設として活用する等の取組を支援。
- ・ 過疎地域の活性化への取組を支援。
- ・ 廃校に係る情報提供等を実施。
- ・ 集落地域の「小さな拠点」形成のためのプランを作成。

- ・ 公益サービス機能を持つ既存公共施設を再編したワンストップサービス施設の整備を支援。
- ・ 廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備を支援。
- ・ 商店街の空き店舗等を活用した商店街の活性化につながる活動を支援。

以上の取組を、総務省、国交省、文科省、厚労省、経産省との連携により実施。

④ 「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト

- ・ 「『農』を楽しめるまちづくり計画」（地域住民が参加する円卓会議等を受け、市町村が策定）に定められた区域において、地域住民のふれあいの場となる交流農園の整備や、生産緑地を活用した農業公園の整備、直売所の整備等を推進。
- ・ 住民参加による円卓会議等での計画策定と、当該計画に基づく交流農園、農産物直売所等の整備を支援。
- ・ 生産緑地の買取りによる農業公園の整備の支援及び都市機能の集約のため、郊外部に立地している公共施設等の建物撤去費用を支援するとともに、建物の撤去後、跡地での交流農園等の整備を支援。

以上の取組を、国土交通省との連携により実施。

⑤ グリーン・ツーリズムの推進

- ・ 交流人口 1,300 万人の達成に向け、観光事業者等との連携を推進。
- ・ 今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入に向け、農山漁村での農林漁業体験プログラムや訪日外国人旅行者への情報発信体制の構築等を推進。

⑥ 優良事例の横展開・ネットワーク化

- ・ 自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国への発信を通じて他地域への横展開を図るとともに、地域リーダーのネットワークの強化を推進。
- ・ 優良事例の横展開に資するため、各種の賞を受賞した地域の取組等をデータベース化。
- ・ 農山漁村の活性化に取り組む実践者や活性化を支援する専門家のネットワークを構築するため、支援人材バンクや情報共有・意見交換の場を整備。

⑦ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興

- ・ 消費地に近いという立地を活かして多彩で新鮮な農産物を供給する都市農業の振興。
- ・ 緑や農業体験の場の提供、都市における防災空間の確保等のニーズを踏まえ、

関係省庁と連携して取り組む都市農業・都市農地の多様な機能の維持・増進。

⑧ 農村景観・伝統の継承

- ・ 伝統的な町並みや歴史的建造物の保存・活用と連携し、歴史や伝統ある棚田や疏水などの美しい農村景観等を保全・復元・継承するための取組をハード・ソフトの両面から支援。
- ・ 美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について検討。

⑨ 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進

- ・ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、高齢化、人口減少により低迷しつつある地域の共同活動を支援するとともに、地域全体で担い手を支える体制を拡充・強化することで、地域コミュニティを活性化。
- ・ 過疎・高齢化により集落機能が低下している農山漁村地域の維持・活性化を図るため、生活条件など定住環境の確保に向けた取組を支援。

⑩ 鳥獣害対策

- ・ 近年の野生鳥獣による農林水産業被害の深刻化・広域化に対応するため、捕獲等の鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進し、地域ぐるみ（地域住民主導）で取り組む捕獲や追い払い、侵入防止柵の設置をはじめとした被害防止活動を推進。
- ・ 鳥獣被害防止・鳥獣保護管理に関する関係省庁連絡会議（農林水産省、環境省、文化庁、警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、防衛省）により、各省庁の連携による効果的な対策を推進するとともに、環境省と連携して抜本的な捕獲強化に向けた対策を推進。

重点事項10 活力ある農山漁村の構築(1)

ポイント

- 農山漁村の活力向上のためには、新たな需要の発掘・創造や埋もれていた地域資源の活用が重要。
- このため、教育、福祉、観光、まちづくり等の分野において、関係省庁との連携プロジェクトを実施。民間を含めた推進体制の整備や、施設運用の具体化を進めているところ。
- また、取組を全国に普及させるため、優良な事例を選定・発信する場の充実を検討。

- 新たな需要の発掘・創造、地域資源の活用、関係省庁との連携等を推進し、全国で交流人口1,300万人を目指す姿:地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農山漁村の活力向上

① 子ども農山漁村交流プロジェクト



【新潟県上越市・十日町市】



農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験

小学5年生を中心として推進

農林水産省

- ・受入側(農山漁村)を支援
- ・受入農家、人材の育成
- ・体験プログラムの開発
- ・施設等の活用等

厚生労働省

地方の自主的取組を支援

・研修、地方セミナー等

・特別交付税措置(文科省、農水省の補助を受けない場合)

・指導員等の謝金等

文部科学省

送り手側(学校)を支援

・交通費、宿泊費

・体験活動利用料

・指導員等の謝金等

③ 空き家・廃校活用交流プロジェクト



【北海道松前町】



商店街への店舗誘致

農林水産省

廃校に係る情報提供

文部科学省

廃校の手づくり活動を支援

農林水産省

・過疎地域の取組支援

・「小さな拠点」形成のためのプランづくり

国土交通省

・交流農園の滞在施設、農家レストラン等

・地域振興施設等

・国土交通省

・図書館・公民館等

・厚生労働省

・高齢者関係施設、児童福祉施設等

経済産業省

・商店街への店舗誘致

・多機能な集落拠点施設等の整備

農林水産省

・交流農園の滞在施設、農家レストラン等

・地域振興施設等

・国土交通省

・図書館・公民館等

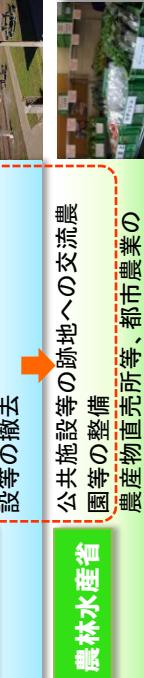
・厚生労働省

・高齢者関係施設、児童福祉施設等

④ 「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト



【都市農業の振興】



商店街への店舗誘致

農林水産省

・生産緑地を買取り農業公園化

・郊外部に立地している公共施設等の撤去

農林水産省

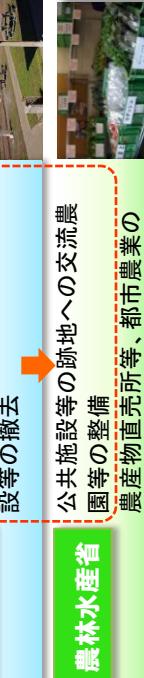
・公共施設等の跡地への交流農園等の整備

・農産物直売所等、都市農業の振興に向けた施設整備

② 「農」と福祉の連携プロジェクト



【農業公園の継承】



商店街への店舗誘致

農林水産省

・【つくばアグリチャレンジ】

・高齢者の生きがいづくり

・障害者の社会参画の促進

農業専門家の派遣

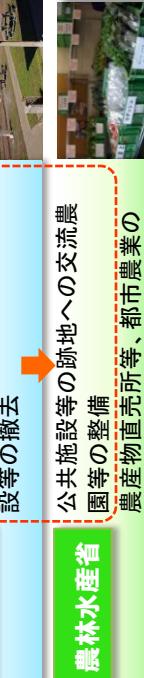
・技術研修会等の開催

・福祉施設と農家等の連携支援

① 子ども農山漁村交流プロジェクト



【農業公園の継承】



商店街への店舗誘致

農林水産省

・【農】を楽しめるまちづくりプロジェクト

・過疎地域の取組支援

・「小さな拠点」形成のためのプランづくり

・国土交通省

・図書館・公民館等

・厚生労働省

・高齢者関係施設、児童福祉施設等

・経済産業省

・多機能な集落拠点施設等の整備

・農林水産省

・地域振興施設等

・国土交通省

・図書館・公民館等

・厚生労働省

・高齢者関係施設、児童福祉施設等

重点事項10: 活力ある農山漁村の構築(2)

鳥獣被害対策の推進

ポイント

- 近年の野生鳥獣による農林水産業による被害の深刻化・広域化に対応するため、市町村を中心とした地域ぐるみ(地域住民主導)で取り組む捕獲や追い払いや対策を展開。
- 捕獲等の鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を全国で推進。
- 鳥獣被害防止による会議を開催し、各省庁の連携により効果的な対策を推進。

●早急に鳥獣被害対策実施隊の設置数(現状: 674)を1,000に増加し、全国における鳥獣被害対策を強化

地域ぐるみの被害防止活動の推進と捕獲対策の更なる強化

- 市町村を中心とした地域ぐるみの被害防止活動を総合的に支援

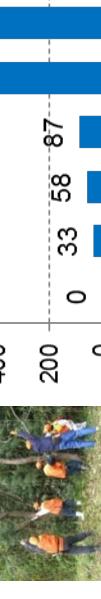
【団体数調整】 被害防止のための鳥獣の捕獲

- 被害対策の担い手として、市町村における「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進

- 設置数が少ない地域等を中心に、実施隊の設置促進に向けた督励訪問活動を実施

【被害防除】 侵入防止柵の設置 追い払い活動等

【鳥獣の利活用】 捕獲鳥獣の食肉等としての利活用



【緊急捕獲対策】 農作物等に被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲数増大に向けた施策の展開

- 農作物等に被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲数増大に向けた施策の展開

- 実施隊による捕獲活動(上)や歓迎(下)による鳥獣被害対策の担い手確保

- 鳥獣被害防止の手法(3種類)に基づく基本指針(の実行者)による鳥獣被害対策の推進

- 鳥獣被害対策の効果的な推進に向けて、関係省庁で構成された連絡会議を設置

- 各省庁の取組、環境省における鳥獣保護法の見直しを含めた検討状況等について情報共有を実現



- 鳥獣保護法に基づく野生鳥獣の保護監視や狩猟の適正化に向けた各種の取組を推進

- 鳥獣保護法に基づく野生鳥獣の保護監視や狩猟の適正化に向けた各種の取組を推進

- 鳥獣保護法に基づく野生鳥獣の保護監視や狩猟の適正化に向けた各種の取組を推進

【環境省との連携】

- ・鳥獣被害の抜本的な解決に向けて、鳥獣保護管理行政を所管する環境省による野生鳥獣の生息実態の解明や捕獲計画に基づき、環境省と農林水産省の連携・役割分担のもと、捕獲対策の強化、捕獲従事者の確保などを通じて、個体数を削減。

【警察庁との連携】

- ・鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置促進に向けた、実施隊員の確保などを通じて、実施隊員に対する対象となるなど、メリット措置を実施。